

国分寺市の訪問型サービスA及び通所型サービスAの基準・単価

◆訪問型サービスの基準・単価

		介護予防訪問介護国基準相当サービス	緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA)
単位	単位	介護予防訪問介護費(Ⅰ) 1168単位/月 介護予防訪問介護費(Ⅱ) 2335単位/月 介護予防訪問介護費(Ⅲ) 3704単位/月	訪問介護 233単位/回
	加算等	初回加算等	初回加算 200単位のみ 同一建物減算 -23単位
	円/単位	11.05円	11.05円
基準		○管理者 専従1人(兼務可) ○訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 ○サービス提供責任者 40人毎に1人(専従, 兼務可)	○管理者 専従1人(兼務可) ○訪問介護員等 必要数 ※国分寺市の研修修了者可 ○総合事業サービス提供責任者 訪問介護員等のうち, 1人以上必要数 ※国分寺市の研修修了者可
その他			提供時間は45分以上60分未満

◆通所型サービスの基準・単価

		介護予防通所介護国基準相当サービス	緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)
単位	単位	要支援1 1647単位/月 要支援2 3377単位/月	送迎なし(1時間30分以上3時間未満) 318単位/回 送迎あり(1時間30分以上3時間未満) 356単位/回 送迎なし(3時間以上) 331単位/回 送迎あり(3時間以上) 371単位/回
	加算	運動器機能向上加算, 事業所評価加算等	事業所評価加算
	円/単位	10.68円	10.68円
人員		管理者 常勤・専従1人(兼務可) 生活相談員 専従1人以上 看護職員 専従1人以上 介護職員 利用者15人まで専従1人以上 (15人超は5人毎に専従1人以上) 機能訓練指導員 1人以上	管理者 常勤・専従1人(兼務可) 生活相談員 専従1人以上 介護職員 利用者15人まで専従1人以上 (15人超は5人毎に専従1人以上) 機能訓練指導員 1人以上 ※介護予防通所介護国基準相当サービスと同様の運用
設備		○食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ○静養室・相談室・事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備・備品	○食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ○静養室・相談室・事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備・備品 ※通所介護等と一体的に運営する場合, 通所介護等の基準を満たし, 通所介護等に支障がない場合については, 通所介護等の設備, 備品等を使用することができる。

※入浴についてはサービスAの基準単価に含まず, 自費対応とする(利用理由が個々の利用者の特殊事情のため)。

※サービスAそのものが, 居場所づくりが目的ではなく機能向上を目指すサービスであると考え, 運動器機能向上・口腔機能向上は, サービスAの基本単価に含む。

但し, 従来の加算要件のような運営基準は設けないため, 機能向上の取組は各事業所での個別取組みでよい。